

## 第 225 回：消費税・2（「本則課税制度」と「簡易課税制度」）

商品・製品の販売やサービスの提供、資産の貸付けの事業活動を行うと、その取引に対して消費税が課税され、納税義務者には消費税を納める義務が生じます。

※課税事業者か否かは、第 224 回納税義務判定のフローチャートをご参照ください。

今回は、納付税額の計算方法(課税制度)についてご説明をさせていただきます。

### ■ 納付税額の計算方法

◇本則課税制度：課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて納付する消費税額を算出します。



◇簡易課税制度：課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入れ率<sup>\*</sup>」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして計算します。

<sup>\*</sup>みなし仕入れ率は、業種によって区分されています。

参考 URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6509.htm>



### ■ 本則課税制度と簡易課税制度のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
本則課税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 還付を受けることができる (高額な設備投資や輸出取引がある課税事業者は還付を受けられ、有利になることがある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税計算の事務負担が大きい</li> </ul>
簡易課税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税計算の事務負担が小さい (複数の異なる事業を扱う場合は、煩雑化する恐れがある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 還付を受けることができない</li> <li>・ 2年間継続しなければ選択をやめることができない</li> </ul>

### ■ 簡易課税制度を選択することができる事業者

消費税の課税事業者が簡易課税制度を選択する場合には、①基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者であり、②「消費税簡易課税制度選択届出書」を課税期間が始まる前までに所轄税務署に提出する必要があります。

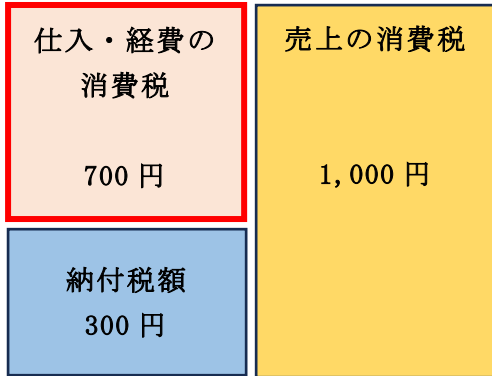
※「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出するまで続きます。

■納税額の比較：小売業の場合（みなし仕入率 80%）

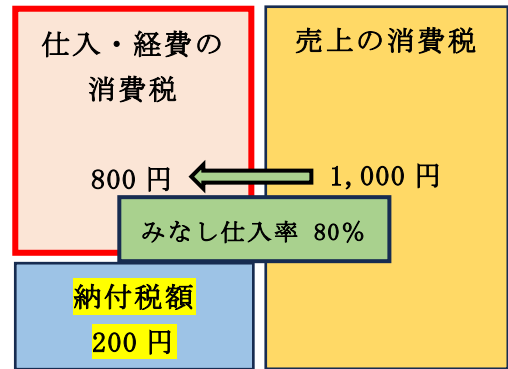
◇ 仕入・経費の消費税が売上の消費税を下回るケース

売上高	11,000 円	（消費税 1,000 円）
仕入高	5,500 円	（消費税 500 円）
その他経費	2,200 円	（消費税 200 円）

●本則課税の場合



●簡易課税の場合



⇒このケースの場合は、簡易課税制度を選択した方が有利となります。

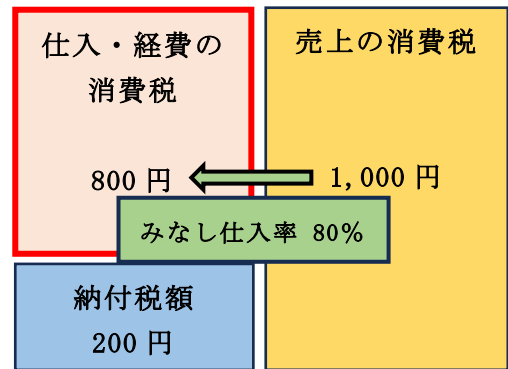
◇ 仕入・経費の消費税が売上の消費税を上回るケース

売上高	11,000 円	（消費税 1,000 円）
仕入高	9,900 円	（消費税 900 円）
その他経費	2,200 円	（消費税 200 円）

●本則課税の場合



●簡易課税の場合



⇒このケースの場合は、本則課税制度を選択した方が有利となります。

上記のように、どちらの制度を選択するかによって、消費税の納付税額が大きく変わります。事業年度が終了するまでに、どちらの制度を選択すると有利となるかどうか、慎重に判断しなければなりません。

当事務所ではお客様の選択に際し、前期、前々期等の実績を基に比較表等の提案書をご提供させていただいております。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください！